

テレビ電話等を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

(国家戦略特別区域法 第20条の5)

規制改革の内容

特例措置前

調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合には、薬剤師による服薬指導を対面で行わなければならない

特例措置

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、オンライン診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話等を活用した服薬指導を行うことができる

- 平成28年9月 特区法成立（過疎地等での実施）
- 令和元年9月 特区法施行規則改正（都市部も実施可能に）

効果

オンライン診療で処方を受けた場合、テレビ電話等を活用して服薬指導を遠隔で受けられるようになる

規制改革の概要

通常

対面での服薬指導



特例措置

テレビ電話等で服薬指導が可能

